

令和元年第4回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

令和元年9月18日（水）～10月10日（木）（23日間）

2 審議結果

提出議案なし

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
10月2日	小原 尚 （自 民）	○未来を担う人づくりについて ・障がい者雇用について ②県教育委員会における法定雇用率達成に向けた取組みについて ・岐阜市内で発生した中学3年生の転落死事件について ①事件を受けた教育長の所感について ②再発防止に向けた県教育委員会の取組みについて
	渡辺 嘉山 （県 民）	○外国人生徒や障がいのある生徒への高校入試における配慮について ○いじめ問題における学校と市町村、県教育委員会との連携について
	今井 政嘉 （自 民）	○県立高校における専門学科設置の考え方について
10月3日	澄川 寿之 （公 明）	○県民の命を守る取組みについて ・岐阜市中学生転落死事案を受けて ③県教育委員会の自殺対策の取組みについて ・学校施設の設備機器等の点検と改善について ○交通安全対策について ・高等学校における交通安全教育のあり方について

	林 幸広 (県 民)	○不登校児童・生徒への対応について ・不登校児童・生徒の現状と取組みについて ・岐阜市の不登校特例校の設置に対する県としての考え方について
	恩田 佳幸 (自 民)	○中学部活動における複数校合同チーム編成と中体連東海大会以上の大会出場資格の緩和について
	平野 祐也 (自 民)	○新子どもかがやきプランに基づく教員の採用育成計画について
10月4日	中川 裕子 (共 産)	○岐阜市で発生したいじめが原因と思われる中学生転落死を受けた対応について ・問題に直面した子どもに対するメッセージの発信について ・教員が子どもたちと向き合える環境の整備について ①少人数学級の拡大や人的配置の見直しについて ②研修校や実習校の実態把握と仕組みの見直しについて ○定時制高校の給食について ・外部委託方式に方針転換するに至った経緯と進め方について ・調理室の改修に対する考え方について
	伊藤 英生 (県 民)	○安全・安心について ・特別支援学校を福祉避難所として指定した際の県と市町村の連携のあり方について ○体育教育の諸課題について ・県内小・中学校及び高等学校における半日運動会の開催状況と所見について ・運動会の組体操の演目「ピラミッド」の開催状況と所見について ・県内高等学校の部活動等における怪我防止策について ・オリンピック・パラリンピック教育展開事業のこれまでの成果と今後の取組みについて

		て
	川上 哲也 (無所属)	○飛騨地域における難聴児対応の改善について ・学習環境の改善について ①音声情報の文字化による学習効果の向上について ②教員の難聴児対応スキルの向上と継承について

○未来を担う人づくりについて

・障がい者雇用について

②県教育委員会における法定雇用率達成に向けた取組みについて

教育長答弁

県教育委員会における法定雇用率達成に向けた取組みについてお答えします。県教育委員会では、昨年明らかになった障害者雇用率算定にあたっての課題を踏まえ、新たに算定作業に関するマニュアルを作成し、手帳確認などを複数人でチェックし、事務を統括する教育総務課で最終確認することとし、また、国のガイドラインなどを正確に理解するための担当者研修会を開催して、再発防止を徹底しております。

一方、雇用の拡大に向けては、新たに総合教育センター内に「就労オフィス」を設置して、障がい者の方を雇用し、近隣の小中学校や県立学校へ出向いて図書整理や校庭の清掃などの校務補助を行っています。また、市町村の小中学校に、県が雇用する校務補助員を配置しているほか、農業高校では農業実習をサポートする補助員を雇用しております。

こうした取組みにより、障害者雇用率は、国の調査時点となる本年6月1日時点では1.87%、さらに9月1日時点までに新たに21名を雇用し、2%を若干上回る見込みです。

国からは、来年末での法定雇用率達成を求められていますが、県教育委員会としては、来年6月での達成を目指し、さらに取組みを進めてまいります。

○未来を担う人づくりについて

・岐阜市内で発生した中学3年生の転落死事件について

①事件を受けた教育長の所感について

教育長答弁

次に、岐阜市内で発生した、中学3年生が転落死したとみられる事件について、2点ご質問がありました。はじめに、事件を受けた教育長としての所感についてお答えします。

この度の事案につきましては、極めて痛ましい重大な事案であると受け止めており、改めてご本人のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族には謹んでお悔やみを申し上げます。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起りうるもので、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、教員をはじめすべての大人が、いじめは人間として絶対に許されない、卑怯な行為であるという意識をもって、未然防止や早期解決に努めなければならないと考えております。

詳細については、今後、市の第三者委員会により明らかにされるところでありますが、私としましては、教員一人一人の「いじめ防止対策推進法」や「い

じめ防止基本方針」への正確な理解と徹底が十分ではなかったのではないか、そのため、せっかく得られたいじめに関する情報を校内で共有し、学校いじめ対策組織による調査や防止措置につなげられていなかったのではないかと捉えております。

○未来を担う人づくりについて

- ・岐阜市内で発生した中学3年生の転落死事件について
- ②再発防止に向けた県教育委員会の取組みについて

教育長答弁

次に、再発防止に向けた県教育委員会の具体的な取組みについてお答えします。

こうした問題意識に基づき、県教育委員会では、まずもって、いじめ防止に関する基本的なルールの正確な理解と徹底が必要であると考え、7月には、全ての県立学校長と市町村教育委員会に、法や基本方針等に則った体制・対応の在り方について指導し、併せて、各学校のいじめ防止対策の再確認・再点検を実施しました。

加えて、8月には、県立学校、市町村立学校の全ての教員一人一人が、いじめの認知や組織への報告、対応で陥りやすい問題点などについて自己点検する研修に取り組みました。

さらに、9月末には、県立学校などを対象に、実際の事例をもとに、現場のリーダーである校長が、いじめを認知した場合、組織としてどう共有し対応していくかを、弁護士の指導のもとで、具体的に検討する演習も実施したところです。

今後も、同様の研修を市町村向けにも行うなど、市町村との連携を強化し、教員がしっかりとリスク意識をもち、いじめに対して確かな組織対応ができる学校づくりに取り組んでまいります。

○ 渡辺 嘉山 議員（県民・岐阜市）

10月2日（水）

○外国人生徒や障がいのある生徒への高校入試における配慮について

教育長答弁

外国人生徒や障がいのある生徒への高校入試における配慮についてお答えします。

本県の公立高校の入試において、外国人生徒については、通常の入学定員とは別に、各高校3名程度の特別枠を設けるとともに、日本語能力の不十分さを考慮して受検科目数を軽減するなど、一定の措置を講じております。

また、障がいのある生徒への受検上の配慮については、従前から、生徒や保護者の求めにより個別に対応してまいりましたが、平成30年度入試より、受

検上の配慮申請を制度化し、必要に応じて、検査会場や座席位置の変更、問題用紙の拡大などを実施しております。この春の入試では、60件を超える配慮申請があり、このうち、広汎性発達障がいやADHDの傾向のある生徒については、別室受検を行ったり、集団面接を個別面接に変更したりするなどの対応をしております。

今後も、外国人生徒や障がいのある生徒に対する高校入試における配慮について、他県の事例も参考にしながら、改善を図ってまいります。

〇いじめ問題における学校と市町村、県教育委員会との連携について

教育長答弁

いじめ問題における学校と市町村、県教育委員会との連携についてお答えします。

いじめの対応については、学校現場において、いじめ防止対策推進法に基づいて、教員がいじめを認知し、その上で、学校組織全体の問題として共有し、いじめに向き合うことが基本となります。

今回の岐阜市の事案を受け、県教育委員会としては、市町村の教育長に対し、法に基づく的確な対応の徹底を要請するとともに、市町村教育委員会の職員を対象に、弁護士の指導のもとで、いじめの認知や組織的な対応について、実際の事例をもとに検討する演習の取組みを始めたところです。

また、学校現場では「いじめ事案の対応への助言がほしい」といった声があり、具体の事案に則した支援を速やかに行う必要があると考えております。これまでも市町村からは、いじめの認知件数や概要の報告を受け、相談に対しては、助言やサポートを行っておりますが、来月を目途に、各学校の事案を、県と市町村が、毎月情報共有を行う場として「いじめ対策連携会議」を教育事務所ごとに設け、連携を強化してまいります。

再質問

〇いじめ問題における学校と市町村、県教育委員会との連携について

再質問

午前中の答弁と同じようなことを申されたという気がしますが、僕が6月に相談をした事案、これは、ここでは詳しく申し上げませんが、学校自体が隠そうとしたんですね。ということは、校長先生やその他の管理者だけを教育したって、それがほんとうにいいのかどうか、ましてや先生方は、そういう校長先生の下で働いてると、それは言いにくいに決まってるんですね。ですから、根本的にね、ちょっと遅れているところか、考え違いをしているんじゃないか。大津市の事案も出しました。あそこは予算を付けて、臨時教員を雇って、そのいじめ対策をきちっと把握したから70倍の事案が出てきたんですね。教育長として、まず、今の制度を徹底するだけで本当にいいと思っているのかどうか。

本来、教育長であれば、私たちは何回も申し上げてますが、もっと予算を付けて、教員を増やすべきだということを、任命権者である知事に対して申し入れをしながら進言して、やはり、本当にいじめをなくすにはどうしたらいいかをきちっと考えてもらわないと困る。このように考えておりますので、再度答弁を求めます。

教育長答弁

今現在のいじめ防止対策につきましては、私自身は、このいじめ防止対策推進法ですね、これをしっかりと理解をしていただくということがまずもって大切なことではないかと、といたしますのも、この教育紛争におけるいじめ事案というものについては、法律があるということでございます。この決まりごとにもって取り組むというのが基本原則になっておりますので、この法律に基づいてしっかりと取り組む。また、先生おっしゃるように、管理職だけが理解しているだけでは進まないことは当然のことだろうと思っております。教員一人一人が、このいじめ防止対策推進法に基づく取り組みができるように、今後、教員の場合、研修の機会というのがたくさんございます。そういった場で、やはり、この法律についてはしっかりと理解してもらえるように、取り組んでいきたいというふうに思っております。そういった取り組みがまず、基本中の基本ではないかと思っております。

再々質問

〇いじめ問題における学校と市町村、県教育委員会との連携について

再々質問

教育長に確認だけしていきます。法律がなかなか守れないからこういう事案が出てきて、こういう風になっているということを踏まえての今の答弁ということでしょうか。それとも、この先きちっとした対応策を練っていく前段階なのか、その辺だけはっきりしてください。

教育長答弁

基本的に、法律がきちっと守られていないのではないかというところが課題であろうと思います。要は、法律をきちっと皆さんが、教員が理解をし、それに基づいて対応ができていないのではないかというところが問題だと思っております。

〇今井 正嘉 議員（自民・下呂市）

10月2日（水）

〇県立高校における専門学科設置の考え方について

教育長答弁

県立高校における専門学科設置の考え方についてお答えします。
高校は、入学する生徒の希望や保護者の期待、さらには、進路先の企業や大学等の期待に応えることが必要であり、新たな学科を設置する場合にも、学科の学習内容が、こうした希望や期待に応えることができるかどうかの観点から検討することになります。
例えば、現在も多くの卒業生が就職している地元企業が複数あり、生徒・企業の双方において、関連分野の専門的知識を、高校段階で習得しておくべきとの認識が一致している場合には、専門学科での学びが求められていると考えられます。
一方で、一分野に特化した専門的知識よりも、高校生としての基礎的知識や、より幅広い知識が求められる場合もあり、独立した学科レベルの専門性が需要かどうかについては、総合的に判断することになると考えております。
さらに、高校での学習が、将来、地域を支える人材の育成に繋がるためには、白馬高校の例にあるように、学校を地域づくりの核として、地元市町村や産業界など、地域の方が主体的・積極的に高校の取組みに関わっていただくことが必要であると考えております。

○澄川 寿之 議員（公明・岐阜市）

10月3日（木）

○県民の命を守る取組みについて

・岐阜市中学生転落死事案を受けて

③県教育委員会の自殺対策の取組みについて

教育長答弁

県教育委員会の自殺対策の取組みについてお答えします。

児童生徒の自殺対策については、第3期岐阜県自殺総合対策行動計画に基づき、まず、全ての公立学校において、保健師など専門家による講演やDVD教材を活用し、児童生徒のSOSを発信する力を育む教育を実施しております。今年度からは、小学校のスクールカウンセラーも参画させるよう、配置時間を増やしたところです。

また、「24時間子供SOSダイヤル」の開設や、全児童生徒への案内カードの配布のほか、昨年度からは、中・高生を対象に「子供SNS相談@（アット）岐阜」を立ち上げ、SNSを活用した相談に応じるなど、相談体制の充実を図っております。

一方、教職員の資質向上に向け、毎年8月には生徒指導担当者等を対象に専門家を招いた研修会を開催するとともに、岐阜県地域自殺対策推進センターが年3回開催する自殺予防の研修を、学校関係者に受講させております。

今後は、さらに、スクールカウンセラーの充実など学校での相談体制の強化を検討するとともに、引き続き、関係機関と連携を密にしながら児童生徒の自殺対策に努めてまいります。

○県民の命を守る取組みについて

・学校施設の設備機器等の点検と改善について

教育長答弁

次に、学校施設の設備機器等の点検と改善についてお答えします。

県立学校における学校施設の非構造部材、設備機器等の点検については、文部科学省のガイドブックに基づき安全点検を実施してきたところです。

こうした中、昨年のおお阪北部地震におけるブロック塀事故を受けて、県教育委員会では、本県独自に点検項目の見直しを行い、モニメントや掲揚ポールなど、見落としがちな個所についてもチェックリストに盛り込み、危険個所の解消に向けて速やかに改善措置を講じたところです。

今後も引き続き安全面の検証を怠らず、その都度、チェックリストの見直しを行ったうえで、点検と改善を確実に実施し、児童生徒・教職員の安全確保に万全を期してまいります。

また、市町村教育委員会に対しても、機会あるごとに県立学校での取組みを情報提供し助言するなど、安全対策について働きかけてまいりたいと考えております。

○交通安全対策について

・高等学校における交通安全教育のあり方について

教育長答弁

高等学校における交通安全教育のあり方についてお答えします。

県立高校における交通安全教育は、交通事故による負傷事故の約7割を自転車乗用中の事故が占めることや、県民からの自転車運転マナーへのご指摘を踏まえ、自転車を重点として取り組んでいるところです。具体的には「自転車安全運転チェックシート」による毎年の自己点検や交通安全教室のほか、技能講習会やハザードマップの作成といった学校独自の取組みも増えてきております。

一方、バイクについては、県高等学校PTA連合会と連携して「三ない運動」に取り組んできております。また、公共交通機関に恵まれないために、校長の許可を得てバイク通学をする生徒もおりますが、警察や自動車学校のご協力のもとで、講習会を開催し、運転技能の習得や交通ルール・マナーの理解を徹底しているところです。

今後は、関係機関とも連携して、他県の「三ない運動」に代わる新たな交通安全教育への見直しの動きも研究し、高校生に対するより効果的な交通安全教育を推進してまいります。

○不登校児童・生徒への対応について
・不登校児童・生徒の現状と取組みについて

教育長答弁

不登校児童・生徒への対応について、2点ご質問がありました。はじめに、不登校児童・生徒の現状と取組みについてお答えします。

平成29年度文部科学省調査によると、県内の公立小・中学校の不登校児童生徒数は2,514人で、前年度と比較して135人増加しています。不登校の主な要因としては、複雑な家庭環境、誤解などからの友人関係のこじれ、授業についていけないことなどにより、不安や無気力の傾向に陥ったケースが多いと捉えています。

これを踏まえ、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを合計7名配置しているほか、今年度から、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間を拡充し、相談体制の充実を図ったところです。また、小学校段階からの不登校対策として、教員免許のある支援員による、別室登校児童に対する学習支援を開始しました。加えて高校においても、小・中学校で不登校を経験した生徒の「学びの再チャレンジ」を支援するため、義務教育段階に遡った学習内容の指導や、一人一人の理解度に応じた少人数での指導を実施しております。

今後とも、不登校児童生徒の将来の社会的自立につながるよう、更なる支援の充実努めてまいります。

○不登校児童・生徒への対応について
・岐阜市の不登校特例校の設置に対する県としての考え方について

教育長答弁

次に、岐阜市の不登校特例校の設置に対する県としての考え方についてお答えします。

国においては、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、場合によっては、様々な関係機関を活用して社会的自立への支援を行うことを求めています。

不登校児童生徒にとって、多様な教育機会の一つともなる不登校特例校につきましては、本年4月現在、全国に12校、県内には1校が設置されており、社会に適応する能力を高めようと、教育課程にソーシャルスキルトレーニングを位置付けるなど、児童生徒の実態に応じた特色ある教育活動が実施されています。

岐阜市からは、公立中学校として設置予定の不登校特例校における教科や授業時数などの教育課程、学級編制や教職員の配置などについて相談を受けたところです。現在、国への申請手続が行われており、学校のありようが具体化されていく段階にあることから、県としましても動向を注視しつつ、岐阜市から

の要請に応じて必要な助言をするなど、引き続き支援していきたいと考えております。

○恩田 佳幸 議員（自民・山県市）

10月3日（木）

○中学部活動における複数校合同チーム編成と中体連東海大会以上の大会出場資格の緩和について

教育長答弁

中学校部活動における複数校合同チーム編成と中体連東海大会以上の大会出場資格の緩和についてお答えします。

県や全国の中学校体育連盟は、部員数の減少に伴い単独チームでの大会参加ができない場合の救済措置として、複数校合同チームでの参加について、対象種目や、学校部活動であることなどの編成条件を定めております。県の連盟では、より多くの生徒が大会に参加できるよう、種目の拡大や編成条件の緩和に向けた検討が進められており、今年度は「部活動を設置できない小規模な学校の生徒であっても参加させてほしい」という声を受け、バレーボールの県大会に限り、合同チームとしての参加を認められました。しかしながら、議員ご指摘の通り、このチームが上位入賞しても東海大会へは出場できないことを、あらかじめ、学校から生徒や保護者に丁寧に説明し、理解いただく必要があったのではないかと考えております。

このため、県教育委員会としては、県の連盟と連携し、国や日本中学校体育連盟に対して、県と同様に緩和措置を検討するよう、働きかけるとともに、生徒や保護者に対して、合同チームの編成条件についての理解が徹底されるよう、各学校へ指導してまいります。

○平野 祐也 議員（自民・各務原市）

10月3日（木）

○新子どもかがやきプランに基づく教員の採用育成計画について

教育長答弁

新子どもかがやきプランに基づく教員の採用育成計画についてお答えします。

「新子どもかがやきプラン」に基づく県内の特別支援教育体制の整備を進めるため、特別支援教育を担う教員の育成・確保は重要な課題です。特に、議員ご指摘の通り、特別支援学校教諭の免許に関する措置が将来的に見直される可能性も念頭において、当該免許保有者の確保に取り組む必要があります。

このため、昨年度の採用試験から、採用者数を70名に拡大し、また、今年度の採用試験から、特別支援学校教諭の免許保有を必須の出願要件としたところ。また、特別支援学校教諭免許の取得講習について、特別支援学校の現

職教諭や常勤講師を優先的に受講させることや、講座数を増やして受講機会を拡大することなどにより、より多くの教員が受講できるよう工夫をしています。この結果、講座数を拡大する前の平成26年度と比べ、特別支援学校の免許保有率は8ポイント増加し、約77%まで向上したところです。

今後も、これらの取組みを継続することで、特別支援学校の教育を担う教員の育成・確保に努めてまいります。

○中川 裕子 議員（共産・岐阜市）

10月4日（金）

○岐阜市で発生したいじめが原因と思われる中学生転落死を受けた対応について
・問題に直面した子どもに対するメッセージの発信について

教育長答弁

問題に直面した子どもに対するメッセージの発信についてお答えします。

今回の事案を受けた岐阜市教育長のメッセージは、学校がいじめに対する初期対応を誤らず、組織として解決することを表明した上で、いじめられている児童生徒に対して発信されたものと捉えております。

私としましても、いじめに対しては、教員をはじめすべての大人が毅然として解決にあたるのが、まずもって大切である一方で、児童生徒が命に関わるような辛さを抱えている状況では、緊急避難として、学校に行かないという選択肢もあると考えております。

このため、まず学校が「いじめを受けた児童生徒は全力で守ります」、「全力でいじめのない安心な学校をつくります」といった姿勢で、日々、子供たちに向き合っていくことが大切であると考えます。

同時に子供たちに対しては、学校で実施するSOSの出し方に関する教育の中で、苦しい時に助けを求めたり、誰かに相談したりすることの大切さ、友達から相談を受けた時の対処の仕方などを学び、様々な道や選択肢を相談できる機関も伝えております。

○岐阜市で発生したいじめが原因と思われる中学生転落死を受けた対応について
・教員が子どもたちと向き合える環境の整備について
①少人数学級の拡大や人的配置の見直しについて

教育長答弁

次に、教員が子どもたちと向き合える環境の整備について、2点ご質問がありました。はじめに、少人数学級の拡大や人的配置の見直しについてお答えします。

教員が、児童生徒と向き合い、きめ細かな指導を行う時間を確保するために、

少人数学級や小学校での専科教員の充実は重要であり、県教育委員会では、国の基準である小学校1年生に加え、小学校2・3年生及び中学校1年生についても、35人以下学級を編成しています。併せて、国の教員加配定数を活用しながら、167校の小学校で専科指導を実施しているところです。

こうした取組みをさらに進めるには、教員数の増加が必要となりますが、県単独での教員の加配については、後年度の負担も含め、多額の予算を計上する必要があり、慎重な検討が必要となります。

このため、これまで、国に対して、教員定数の改善や、少人数指導、専科指導等に対応する教員加配の充実などについて要望を行ってきております。今後も国に対し、こうした要望活動を継続して行うとともに、外部人材を活用した教員のサポート体制の一層の充実を図ってまいります。

再質問

○岐阜市で発生したいじめが原因と思われる中学生転落死を受けた対応について

- ・教員が子どもたちと向き合える環境の整備について
- ①少人数学級の拡大や人的配置の見直しについて

再質問

教育長に、岐阜市で発生したいじめが原因と思われる転落死にまつわる対応について伺います。

教員が子ども達と向き合う環境整備について、少人数学級や人的配置の見直しについては重要というお考えをおっしゃいました。そして県でも取り組んでいるということですが、更に進めていくには、財源が必要なので、国に対して要求していくということでした。ただ、今回のいじめ対策の徹底においても、徹底して一人一人の教員が頭に入れるというだけでなく、徹底して対応するための条件を、県として整える責任があると思うのです。財政的な問題とおっしゃいましたが、前回もこの議場で申し上げたのですが、10年前に比べて子どもが減っていることによる、教育人件費というのは、1年間で100億円以上下がっているのです。こうした予算を、いままでの水準で維持して、その分教員を増やしていく、こういう取り組みは県独自でできると思うのです。その点について、再度伺います。

教育長答弁

財源のお話しでございましたけれど、基本的に国から来る財源で義務教育の、教員の人件費を賄っております。従いまして、人件費が全体的に、教員の数が増減していく、或いは人件費相応で減っていけば、余裕というもの基本的には生まれなくなっておりますので、その余裕財源を使うというようなことは非常に難しいと思っております。

再々質問

○岐阜市で発生したいじめが原因と思われる中学生転落死を受けた対応について

- ・教員が子どもたちと向き合える環境の整備について
- ①少人数学級の拡大や人的配置の見直しについて

再々質問

教育長に再度、少人数学級について、人的配置について伺います。

人件費は国から来る財源で賄っているということでしたが、国からの負担は、3分の1、県3分の2負担していたのです。ですので、県の負担財源というのは、確実に少なくなっているのは、これは予算書、決算書からも明らかなのです。そのことを先ず申し上げたいと思います。だから100億円、年間少なくなっているということです。

それで、更に今のことについて伺います。財政的な問題をおっしゃいましたが、それでも、そして、国の責任ということもおっしゃったんですが、そうは言っても岐阜県より、独自にこの少人数学級を充実させている県というのが、全国では36の府県に広がっております。他の県でできている訳ですから、是非、岐阜県の本気度として、一度検討していただきたいと思います。

教育長答弁

財源につきましては、3分の2が、基本的に地方交付税というふうで財源措置されていると理解していますので、当然教員の数が減れば減っていくということで、余裕財源は生まれてこないということでございます。我々としては、その中で最大限努力をしていくということではないかと思えます。

○岐阜市で発生したいじめが原因と思われる中学生転落死を受けた対応について

- ・教員が子どもたちと向き合える環境の整備について
- ②研修校や実習校の実態把握と仕組みの見直しについて

教育長答弁

次に、研修校や実習校の実態把握と仕組みの見直しについてお答えします。

本県の研修校は、先進的に授業研究を実施し、研究成果を公表する機会を設け、こうした取組みや学級経営の実践を通じて教員の資質向上を図る学校であり、県内に57校あります。県内各地から研修意欲のある教員が配置され、切磋琢磨しながら学んだ後、また各地の学校へと異動し、地域をリードする教員として活躍しています。また、実習校は、岐阜大学の教育実習生を受け入れる学校で、県内に24校あり、このうち、22校は研修校を兼ねています。

このように、研修校や実習校は、本県の教育の発展に貢献してきたものの、一般の学校に比べ、時間外勤務時間が長くなっていることなどを踏まえ、時代

の変化に合わせて見直していく点もあると認識しています。

このため、県教育委員会としては、服務監督権者である市町村教育委員会や大学と連携を図り、研修校や実習校の実態を把握するとともに、授業研究の在り方や教育実習生の受け入れ体制などの改善に向け検討してまいります。

○定時制高校の給食について

・外部委託方式に方針転換するに至った経緯と進め方について

教育長答弁

定時制高校の給食について、2点ご質問がありました。はじめに、外部委託方式に方針転換するに至った経緯と進め方についてお答えします。

学校給食には、自校方式での給食の提供と外部委託がありますが、例えば、県立特別支援学校19校のうち、5校は自校方式、14校は外部委託方式により対応しており、夜間定時制高校における学校給食は、いずれの方式であっても、教育の観点からの問題はないものと捉えているところです。一方、自校方式の夜間定時制高校では、その継続が望ましいと考えているものの、給食希望者の減少や炊事員の確保が困難となっている状況から、この方式で給食提供を継続していくことができるか、疑問や不安を感じております。

このため、昨年度、こうした高校の保護者や学校長、職員などによる意見交換会を実施し、関係者の理解を得ながら外部委託の方向で調整をしていくこととしました。しかし、今年度に入り、自校方式の高校の意向を確認したところ、全ての学校がこの方式の継続を希望しましたが、華陽フロンティア高校については、炊事員の確保の見通しが立たず、来年度からは学校の厨房を使い、調理のみを委託する予定としております。

今後も、各学校の意向や実情を十分に踏まえて対応してまいります。

再質問

○定時制高校の給食について

・外部委託方式に方針転換するに至った経緯と進め方について

再質問

定時制高校の給食についてですが、1点目で至った経緯と進め方について、再度伺います。華陽フロンティアについては、調理員不足もあって存続ができないということだったんですけど、調理員の募集は、学校に任せていらっしやるということです。忙しい学校に募集を任せるから学校が困ってしまう。本気で存続させる気があるなら、教育委員会で募集するなど、やり方があると思います。実際に華陽フロンティアがある地元の岐阜市では、小学校で自校方式を実施し、正規・嘱託併せて、今現在200名以上調理員を雇用しているのです。こうした県教育委員会としての取組みが不足していたのではないかと。

もう一つは教育的問題はないということですが、先ほど質問で紹介した学校別の給食利用者数によりますと、2つの学校が5年前より1.7倍、1.5倍

と増えていると紹介したのですが、一方で減っているのが、外部委託した東濃フロンティア。ここは、5年前に比べ、7割も利用者が減っています。これは、数字上だけで詳細な理由は分かりませんが、この数字だけ見ても、生徒の要求というのは自校方式に大きいのではないかと考えられます。再度、お考えを伺います。

教育長答弁

炊事員の確保についてでございますが、炊事員の勤務体制については、給食の運営状況に応じて、学校ごとに、勤務の時間帯や配置人数が異なります。こうした求人募集を、県教育委員会で統一的に行うことは非常に困難であり、また、夜間の勤務ということで、学校近隣の方からの人材確保の面を考慮し、各学校から、その地区を管轄するハローワークを通じて求人募集をしているところでございます。

民間委託の件でございます。東濃フロンティア高校につきましては、調理を民間に委託をさせていただいて、現場の学校で提供する、現場の学校の調理場を使って調理をしていただいております。その校長先生にお聞きしたところ、業務委託している民間業者の方には、非常にしっかりやっただいており、味も見た目も自校調理と変わらない、非常に質が高いというお話でございましたし、私自身この東濃フロンティア高校の生徒さんと意見交換をしたことがございました。給食は大変おいしいと高い評価をしておみえになりましたので、今、生徒の人数が減っているということはあるようですが、給食自体非常においしくて生徒さん方も非常に楽しみにしているということでございました。民間委託だからといって、教育的効果がないということは、私はないと思っております。

再々質問

○定時制高校の給食について

・外部委託方式に方針転換するに至った経緯と進め方について

再々質問

進め方について伺います。質問の時にも申し上げたんですが、少なくとも当事者や教員不在で進めるというやり方について、私は非常に疑問をもっております。今回の件について、生徒の皆さん、そして教員の方、知らない中で進められてきたということで、いろいろな不安の声も寄せられています。そもそも当事者である生徒が、実際に利用している生徒が自らのこととして考える機会を与えないというのはどうなのか。もう一度白紙に戻し、進め方を改めるべきだと思いますが、お考えを伺います。

教育長答弁

調理の外部委託につきましては、昨年2回、いろいろな方を交えましてPT

Aの関係者等、学校の校長先生等々交えた中で、意見交換を行って進めてきたものでございます。我々としては、やはり、この定時制高校の給食を継続的に提供していくことが一番大切ではないかと。今、現在炊事員の方を募集しましても、応募はまったくありません。そういう中で、やはり給食を継続していくためには、どういう方向で取り組んでいったらいいかということで、民間委託ということも大変重要な選択肢ではないかというふうに捉えているところでございます。従いまして、我々としても、学校の意向・意見、いろいろな方のご意見をお聞きしますけれど、基本的に学校と意見交換しながら、将来見通し等々もちながら、民間委託という方向性については、今後も取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○定時制高校の給食について

・調理室の改修に対する考え方について

教育長答弁

次に、調理室の改修に対する考え方についてお答えします。

各学校において、保護者や職員など関係者の意見、炊事員等の配置の見通し、施設設備の状況といった学校の実情を十分踏まえた上で、自校方式での給食の提供を希望する場合は、できる限りその意向を尊重して対応してまいりたいと考えております。

その場合は、生徒の食の安全を確保することが重要であることから、改めて、施設などの実情を調査した上で、衛生基準を順守し、安心・安全な学校給食を提供するために、必要な改修に努めてまいります。

○伊藤 英生 議員（県民・可児市）

10月4日（金）

○安全・安心について

・特別支援学校を福祉避難所として指定した際の県と市町村の連携のあり方について

教育長答弁

特別支援学校を福祉避難所として指定した際の県と市町村の連携のあり方についてお答えします。

福祉避難所としての特別支援学校の利用については、その施設設備や教員の専門性が活かせるという点で、大変有効であると考えており、今後も、市町村の要請があれば可能な限り協力してまいりたいと考えております。

一方で、福祉避難所の運営は、原則として、市町村が担うものであり、学校の教職員は、児童生徒の安全確保と教育活動の早期正常化に向けて注力することが優先課題であると考えております。

しかし、市町村から、避難者の生活支援等の要請が想定され、避難所が効果

的に機能するためには、ご指摘のとおり、あらかじめ、学校が担う役割やその範囲を明確にしておくことが不可欠となります。このため、既に福祉避難所として指定されている学校については、市町村と連携し、各学校の避難所運営支援計画に、学校施設の利用や福祉避難所開設に向けての手順や方法などについて、具体的に定め、避難所支援が円滑にできるよう、教職員の防災意識、危機管理意識の醸成に努めてまいります。

○体育教育の諸課題について

- ・県内小・中学校及び高等学校における半日運動会の開催状況と所見について

教育長答弁

体育教育の諸課題について、4点ご質問がありました。はじめに、県内小・中学校及び高等学校における半日運動会の開催状況と所見についてお答えします。

県内における半日運動会の開催状況については、小学校が昨年度13校から今年度は60校へ、中学校では3校から28校へと増加しております。また、体育祭を実施している公立高校45校においては、すべて、一日での開催をしております。

半日開催の実施校からは、その効果について「種目の数を減らすことで練習時間が減って、児童生徒の負担が減り、教職員の時間外勤務も減少した。」との肯定的な意見が聞かれた一方で、中には、「昨年、半日で開催したが、保護者からは、種目が減り寂しいと不評で、児童からも、一日の方が盛り上がりよかったとの声があり、今年から一日に戻した。」という学校もありました。こうしたことから、運動会のあり方については、様々な見方があると考えており、各学校は、児童生徒・保護者や地域との共通理解のもとで、練習時間の短縮につながる種目の設定や、熱中症防止に向けた開催時期の見直しも含め、それぞれの実情に応じた適切な開催方法を検討する必要があるととらえております。

○体育教育の諸課題について

- ・運動会の組体操の演目「ピラミッド」の開催状況と所見について

教育長答弁

次に、運動会の組体操の演目「ピラミッド」の開催状況と所見についてお答えします。

県内で、組体操の演目「ピラミッド」を実施する学校は、年々減少してきており、今年度は、小学校では、367校のうち62校において、高さを3段以下にして実施されておりますが、中学校では実施されていない状況です。

全国的な組体操での事故の多発を受け、国からは、平成28年に、事故防止

に向けた安全対策を求める通知が出されております。特にピラミッドは、高い位置に上り負荷もかかるため、事故防止を最優先に考え、確実に安全な状態で実施できない場合は実施を見合わせる事、低い段数でも死亡や障がいの残る事故が発生していることなどを、指導する教員に周知徹底することとされております。

県内においても、昨年度、組体操で児童生徒が怪我をした事例が発生しており、各学校には、改めてこの通知の趣旨を十分に理解させる必要があると考えております。このため、再度、市町村教育委員会や各県立学校に対して、この通知の内容の周知徹底を図り、慎重な対応を指導してまいります。

○体育教育の諸課題について

・県内高等学校の部活動等における怪我防止策について

教育長答弁

次に、県内高等学校の部活動等における怪我防止策についてお答えします。

昨年度、県内の公立高校の管理下で発生した生徒の怪我は、3,347件で、このうち半数以上の1,895件が、運動部活動において発生しております。その内訳をみますと、野球やバスケットボールなどの球技の部活動における怪我が、全体の85%を占める1,610件となっており、怪我の部位としては、足関節、手・指が多いのが現状です。

スポーツ・ドクターの見解によれば、生徒のこうした怪我は、正しいフォームが身につけていない状態で練習することや、不十分なウォーミングアップと、激しい運動を続けた場合に多く見られるとされております。

このため、県教育委員会としましては、部活動における怪我の防止策として、部活動指導者を対象とした研修会に、新たに、スポーツ医学の見地からの指導方法や、効果的な練習方法を内容に加えるとともに、競技団体に対し、生徒の体調管理に配慮して競技日程を工夫するよう働きかけてまいります。

○体育教育の諸課題について

・オリンピック・パラリンピック教育展開事業のこれまでの成果と今後の取組みについて

教育長答弁

最後に、オリンピック・パラリンピック教育展開事業のこれまでの成果と今後の取組みについてお答えします。

オリンピック・パラリンピック教育展開事業は、オリンピックやパラリンピアンによる講演会等を通じて、児童生徒がスポーツの価値や共生社会などへの理解を深めることを目的とした国の事業であり、ご指摘のボランティア活動については、対象とされていないところです。本県では、これまで3年間にわた

り、小・中学校、高校、特別支援学校、計21校を推進指定校として、この事業に取り組んできました。実際に競泳金メダリストの金藤理絵（かねとう りえ）さんの話を聞いた小学生からは「あきらめずに夢を持ち続け、努力し続けることの大切さを知った」、また、車いすバスケットを体験した高校生からは「ひたむきにボールを追う選手たちの姿に感動を覚え、共生社会を構築することが必要だと強く感じた」といった声が聞かれ、児童生徒たちが多くのことを学ぶことができいております。

今後こうした取組みを継続するとともに、児童生徒がこの事業を通じて学んだ成果を発表する報告会を開催し、県内の各学校とも成果を共有してまいります。

○川上 哲也 議員（無所属・高山市）

10月4日（金）

○飛騨地域における難聴児対応の改善について

・学習環境の改善について

①音声情報の文字化による学習効果の向上について

教育長答弁

学習環境の改善について、2点ご質問がありました。はじめに、音声情報の文字化による学習効果の向上についてお答えします。

通常の学級で学ぶ聴覚障がいのある児童生徒に対しては、聞き取りやすいよう、あるいは、話し手の口の動きが見やすいよう座席を前方に配置したり、写真や図の活用などの配慮を行っています。

しかしながら、教師が黒板に字を書く際に、児童生徒に背中を向けたまま話す場合には、教師の口の動きや形は見え、話をしていることに気付かないことも起こりえます。

こうした点については、日頃から配慮するよう指導しているところですが、より一層きめ細やかな対応を図るために、音声情報を文字情報に即時に変換するソフトを活用することなども効果的であると考えております。

県立学校においては、今後、こうしたソフトを活用した新たな取組みについて具体的に検討を進めてまいります。また、あわせて市町村教育委員会に対し、県の取組みを情報提供してまいります。

○飛騨地域における難聴児対応の改善について

・学習環境の改善について

②教員の難聴児対応スキルの向上と継承について

教育長答弁

次に、教員の難聴児対応スキル向上と継承についてお答えします。

聴覚障がい教育については、児童生徒の在籍数も少なく、教員が関わる機会

も少ないことから、そのノウハウを高め、継承していくためには、十分な研修機会を設ける必要があると考えております。

このため、今年度から新たに飛騨地域では、飛騨特別支援学校のセンター的機能を活用して、聴覚障がいのある児童生徒を指導する教員を対象とした研修を定期的実施しており、他の地域でも同様の研修の実施を検討しております。また、専門的な助言を必要とする学校が、地域の特別支援学校や岐阜聾学校の訪問を受け、授業内容に応じ、必要な助言を得られるような体制としています。

また、こうした日常的な指導に関する具体的な内容、ノウハウ、配慮事項などの情報については、よりきめ細やかに個別の教育支援計画や指導計画に記載し、その情報について、関係者間で共有し、さらに進級、進学時には次の担当者へ引継ぐことで、必要な支援が切れ目なく提供できるようにまいります。